

議 長 日程第2「議案第12号松田町民文化センター条例の一部を改正する条例（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長、利根川茂君。

総務文教常任委員長 それでは、ただいまより朗読いたしまして、報告にかえる次第でございます。平成30年3月15日、松田町議会議長 中野博殿。総務文教常任委員会委員長利根川茂。総務文教常任委員会報告書。本委員会は、3月12日に委員6名中5名出席、3月15日に委員6名中4名出席のもと、役場4階会議室で委員会を開催し、平成30年第1回議会定例会において付託された「議案第12号松田町民文化センター条例の一部を改正する条例」について慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、審査の結果。採決の結果、全員賛成で別紙のとおり原案の一部を修正可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。副町長、教育課長及び担当職員出席のもと、近隣施設の料金体系、町内同種の施設運営者への説明状況、運営や利用の仕方、一部改正案の表記方法等を詳細に審査しました。審査の結果、近隣施設と比較して料金は妥当なものと判断しましたが、「スポーツ施設の基本使用料」については表現が適切なものでないと判断し、原案の一部を修正する必要があると結論に達しました。

なお、次の項目について強く申し入れをいたします。（1）運営に当たっては近隣の類似施設と協力して相乗効果が得られるように連携されたい。（2）今回、整備したボルダリング施設等の利用に対しては、安全管理の徹底を図られたい。（3）当該施設は複合拠点施設であるため、文化団体等の運営についても配慮されたい。

なお、補足説明につきましては、平野副委員長を初め各委員の補足説明をよろしく願いいたします。以上でございます。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第12号松田町民文化センター条例の一部を改正する条例(総務文教常任委員会報告)の採決を行います。この採決は起立によって行います。採決は2回行います。本案の委員会報告は修正案可決でありますので、まず委員会の修正案について1回目の採決を行い、その次に修正議決した部分を除く原案について2回目の採決を行います。ただし、修正案が否決されたときは、原案について採決をいたします。修正案が否決されたときは、原案について採決します。

それでは、議案第12号松田町民文化センター条例の一部を改正する条例(総務文教常任委員会報告)について、委員会修正案に賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、委員会の修正案は可決されました。

ただいま修正案が可決されましたので、続いて修正議決した部分を除く原案について起立によって採決を行います。修正議決した部分を除く部分を原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、修正した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。